

○銀行法第五十二条の九の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件（平成十年三月大蔵省告示第六十二号）【銀行持株会社告示】

改正案	現行
<p>(基本的項目)</p> <p>第四条 第一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先株を含み、再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。以下同じ）、その他有価証券評価差益（連結財務諸表規則第四十二条第四項に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権及び連結調整勘定を除く。第八条、第十三条及び第十六条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第八条、第十三条及び第十六条において同じ。）の合計額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期利益は、社外流出予定額（配当の予定額及び役員賞与の予定額の合計額をいう。以下同じ。）を控除した額とする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 金融庁長官が別に定める銀行持株会社について、繰延税金資産の純額（繰延税金資産から繰延税金負債を控除したものをいう。第八条、第十三条及び第十六条において同じ。）に相当する額が第一項に</p>	<p>(基本的項目)</p> <p>第四条 第一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先株を含み、再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。以下同じ）、その他有価証券評価差益（連結財務諸表規則第四十二条第四項に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権及び連結調整勘定を除く。第八条、第十三条及び第十六条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第八条、第十三条及び第十六条において同じ。）の合計額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期利益は、社外流出予定額（配当の予定額及び役員賞与の予定額の合計額をいう。以下同じ。）を控除した額とする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(新設)</p>

規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は、当該上回る額を同項に規定する基本的項目の額から控除した額を当該銀行持株会社の基本的項目の額とする。

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第八条 第一条の算式において資産(次の各号に掲げる場合について、当該各号に定めるものを除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乗ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

一 第一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 営業権、連結調整勘定に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定及び金融庁長官が別に定める銀行持株会社について繰延税金資産の純額に相当する額が第四条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額並びに第七条第一項に定める控除項目の額

二〇三 (略)

(基本的項目)

第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定(非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益並びに、次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。)及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第八条 第一条の算式において資産(次の各号に掲げる場合について、当該各号に定めるものを除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乗ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

一 第一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 営業権、連結調整勘定に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額及び支払承諾見返勘定並びに第七条第一項に定める控除項目の額

二〇三 (略)

(基本的項目)

第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定(非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益並びに、次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。)及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無

形固定資産に相当する額の合計額を控除したものとする。ただし、資本勘定のうち当期利益は、社外流出予定額を控除した額とする。

2 (略)

3 金融庁長官が別に定める銀行持株会社について、繰延税金資産の純額に相当する額が第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は、当該上回る額を同項に規定する基本的項目の額から控除した額を当該銀行持株会社の基本的項目の額とする。

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第十六条 第十一条の算式において資産（営業権、連結調整勘定に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、金融庁長官が別に定める銀行持株会社について繰延税金資産の純額に相当する額が第十三条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額及び第十五条第一項に定める控除項目の額を除く。）の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

附則

この告示は、平成十八年三月三十一日から適用する。ただし、この告示による改正後の銀行法第五十二条の九の規定に基づき連結自己資

形固定資産に相当する額の合計額を控除したものとする。ただし、資本勘定のうち当期利益は、社外流出予定額を控除した額とする。

2 (略)

(新設)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第十六条 第十一条の算式において資産（営業権、連結調整勘定に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び第十五条第一項に定める控除項目の額を除く。）の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

(新設)

本比率の基準を定める件第四条、第八条、第十三条及び第十六条中「二十パーセント」とあるのは、平成十八年三月三十一日から平成十九年三月三十日までの間は、「四十パーセント」と、平成十九年三月三十一日から平成二十年三月三十日までの間は、「三十パーセント」とする。

○銀行法第五十二条の九の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件第四条等の規定に基づく銀行持株会社を定める件

改正案	現行
<p>銀行法第五十二条の九の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件の一部を改正する件（平成十七年 月金融庁告示第 号）による改正後の銀行法第五十二条の九の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件（平成十年三月大蔵省告示第六十二号）第四条、第八条、第十三条及び第十六条に規定する金融庁長官が別に定める銀行持株会社を次のように定め、平成十八年三月三十一日から適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 株式会社みずほフィナンシャルグループ</li> <li>二 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ</li> <li>三 株式会社三井住友フィナンシャルグループ</li> <li>四 株式会社りそなホールディングス</li> <li>五 三井トラスト・ホールディングス株式会社</li> </ul>	<p>（新設）</p>